

第2回 東京都国民健康保険運営協議会 次第

令和4年2月9日（水曜日）午後2時から

都庁第一本庁舎 33階 N1 特別会議室【WEB形式】

1 開会

2 議事等

- (1) 令和4年度確定係数に基づく国保事業費納付金等の算定結果について
- (2) 令和2年度東京都国民健康保険事業会計決算について
- (3) 未就学児に係る国民健康保険料等の均等割額の減額措置について

3 閉会

【配付資料】

- ・ 令和3年度第2回東京都国民健康保険運営協議会資料
 - 別紙1 令和4年度確定係数に基づく納付金額
 - 別紙2 令和4年度確定係数に基づく1人当たり保険料額
 - 別紙3 令和4年度確定係数に基づく標準保険料率
- ・ 令和3年度第2回東京都国民健康保険運営協議会参考資料
- ・ 令和3年度第1回東京都国民健康保険運営協議会 議事概要

東京都国民健康保険運営協議会委員名簿

区分		氏名	備考
被保険者代表	荒川区被保険者	かねだ ひろし 金田 博	
	江東区被保険者	まきた のぶゆき 時田 信之	
	八王子市被保険者	はしもと なおき 橋本 直紀	
	西東京市被保険者	しまだ あやこ 嶋田 文子	
	瑞穂町被保険者	きた なおこ 喜多 直子	
	東京食品販売国民健康保険組合被保険者	ふかさわ しゅうじろう 深沢 庄二郎	
保険医又は 保険薬剤師代表	東京都医師会副会長	ひらかわ ひろゆき 平川 博之	
	東京都医師会理事	はすぬま たけし 蓮沼 剛	
	東京都医師会理事	くろせ いわお 黒瀬 巖	
	東京都医師会理事	おおつぼ ゆりこ 大坪 由里子	
	東京都歯科医師会会長	いのうえ けいじ 井上 恵司	
	東京都薬剤師会会長	ながた たいぞう 永田 泰造	
公益代表	東京都議会議員	はやし あきひろ 林 あきひろ	
	東京都議会議員	きりやま ひとみ 桐山 ひとみ	
	東京都議会議員	うすい こういち うすい 浩一	
	東京都議会議員	いずみ なおみ 和泉 なおみ	
	早稲田大学名誉教授	つちだ たけし 土田 武史	会長
	東京都国民健康保険団体連合会専務理事	かじま やすみち 加島 保路	
被用者保険等 被保険者代表	全国健康保険協会東京支部支部長	もとだ かつと 元田 勝人	
	東京都職員共済組合事務局事業部健康増進課長	かわむら としお 川村 俊雄	
	健康保険組合連合会東京連合会専務理事	とりうみ たかはる 鳥海 孝治	

令和3年度第2回 東京都国民健康保険運営協議会 資料

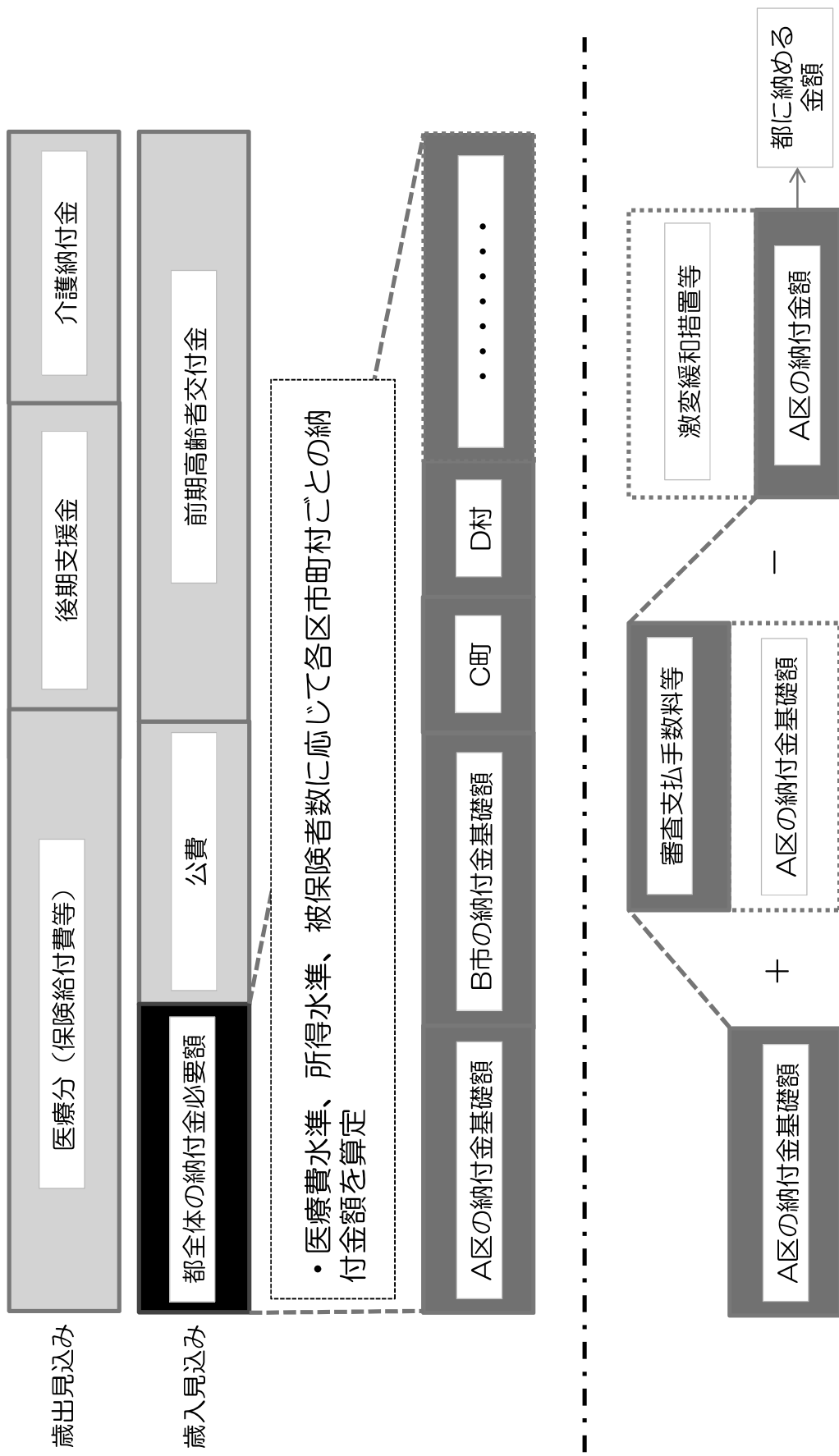
東京都福祉保健局
令和4年2月9日

目次

- 1 令和4年度確定係数に基づく国保事業費
納付金等の算定結果について
- 2 令和2年度東京都国民健康保険事業会計
決算について
- 3 未就学児に係る国民健康保険料等の均等
割額の減額措置について

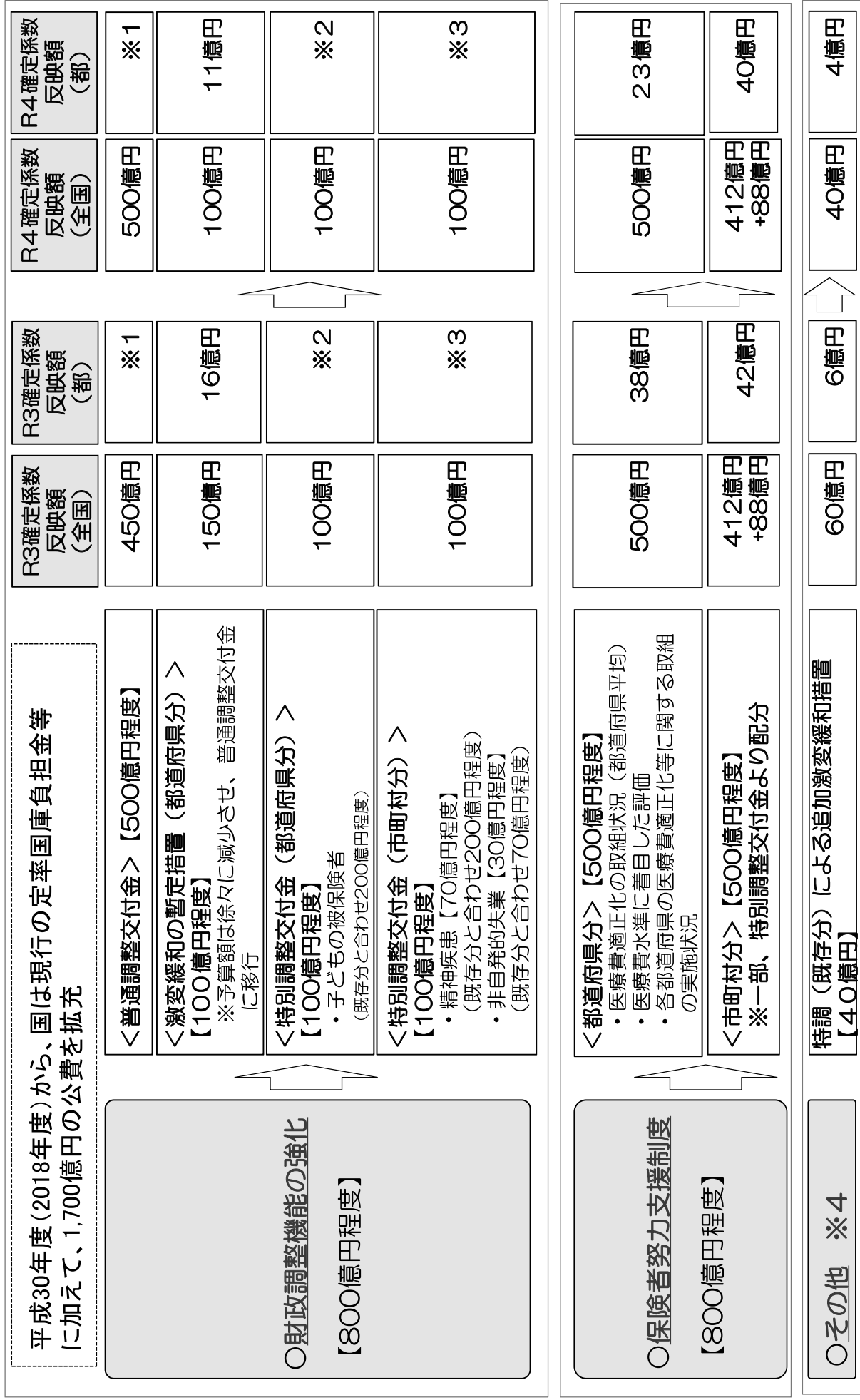
1 令和4年度確定係数に基づく国保 事業費納付金等の算定結果について

国保事業費納付金の算定(一般分)



・激変緩和措置の公費などの個別調整を行う。

令和3年度・4年度の国公費について（拡充分の全体像）



※1 普通調整交付金の総額は197億円（R3確定係数255億円）と示されたが、公費拡充分は不明
 ※2 特別調整交付金（市町村分）については、昨年度の実績データをもとに係数が示されたが、公費拡充分は不明
 ※3 特別調整交付金（市町村分）については、昨年度の実績データをもとに係数が示されたが、公費拡充分は不明
 ※4 特別高額医療費共同事業の総額への国庫補助を拡充し、60億円を確保

納付金の算定方法

■各区市町村に納付金を配分する際の基本的な考え方

○医療費水準の反映

⇒全て反映

(理由)

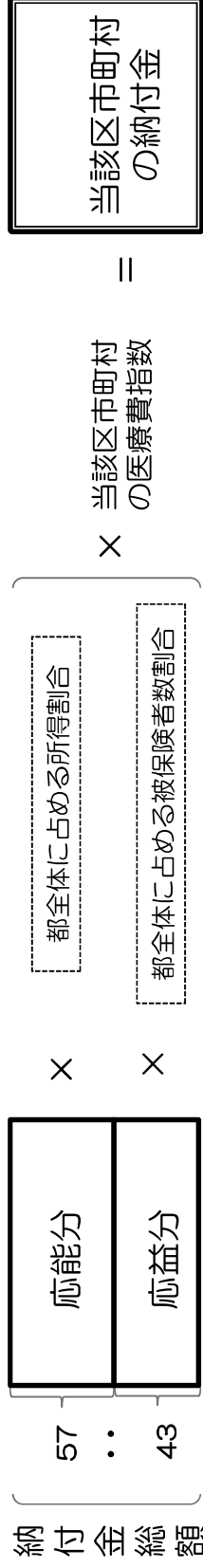
- ・医療費水準に見合わない保険料負担とならないよう配慮するため。
- ・医療費水準に応じた保険料水準とすることで、医療費適正化のインセンティブを確保するため。

○所得水準の反映

⇒都の所得水準（医療分：1.33 応能分：57：43（1.33：1））を反映

(理由)

- ・同じ保険料率であっても、所得水準に応じて集められる保険料総額に違いが生じるため。



■激変緩和措置

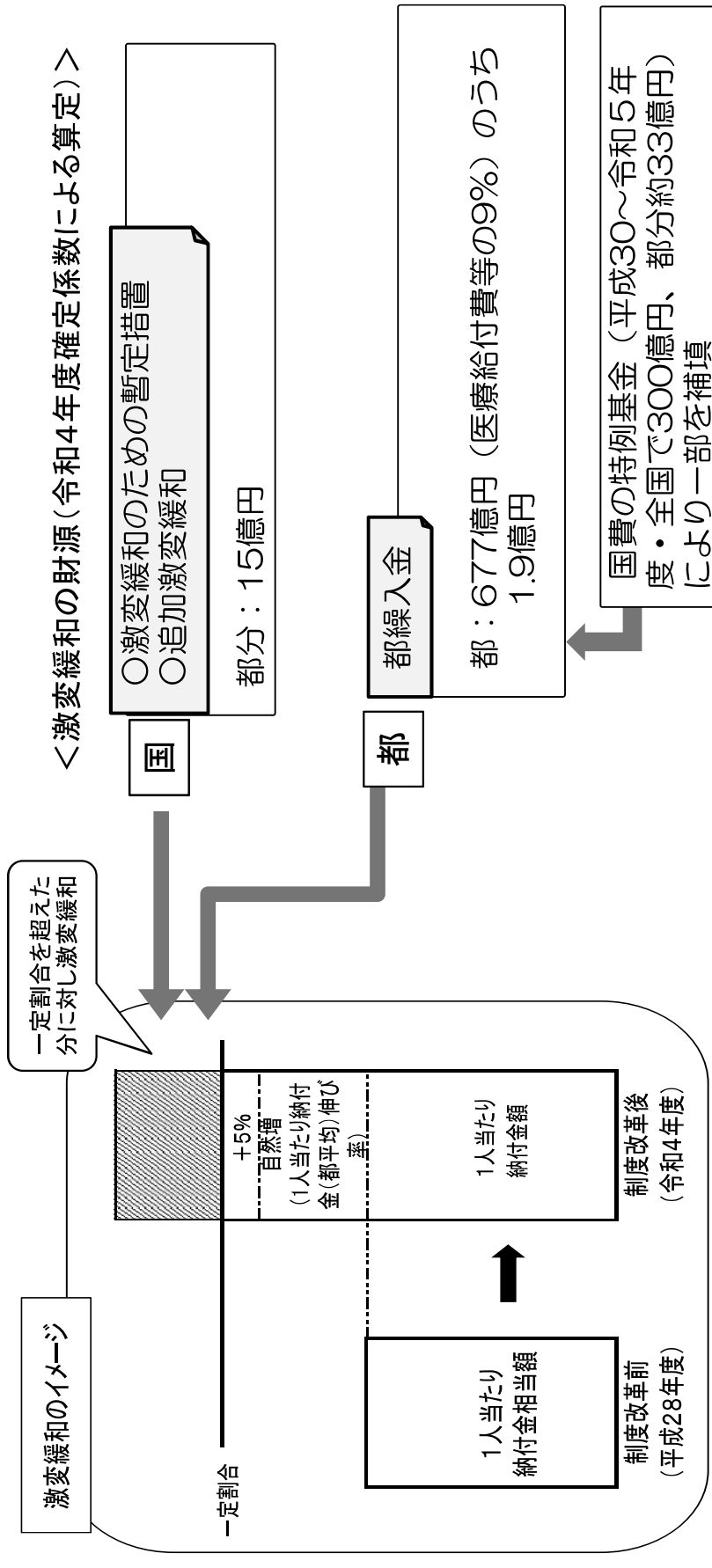
○医療費水準や所得水準が高い区市町村が納付金を多く負担するため、一部の区市町村においては、被保険者の保険料が上昇する可能性がある。

○被保険者の保険料負担が急激に増加することを回避するため、被保険者1人当たりの納付金の伸び率が都平均を一定程度上回る区市町村に対して、激変緩和を行う。

激変緩和措置（令和4年度）

○令和4年度の被保険者1人当たり納付金額を平成28年度の被保険者1人当たり納付金相当額と比較し、被保険者1人当たりの納付金伸び率が都平均を一定程度上回る区市町村に対して、激変緩和を行う。

※法定外一般会計繰入分は、法定外一般会計繰入を実施していない区市町村との公平性の観点から激変緩和の対象外



令和4年度確定係数に基づく納付金等の算定結果

○ 納付金必要額（一般分）

■ 令和3年度確定係数による算定

給付費 7,872億円	国・都 公費 3,605 億円	前期 高齢者 交付金 2,512 億円	納付金 必要額 4,176 億円
後期支援金 1,689億円	介護納付金 732億円		



■ 令和4年度確定係数による算定

給付費 7,865億円	国・都 公費 3,523 億円	前期 高齢者 交付金 2,346 億円	納付金 必要額 4,346 億円
後期支援金 1,617億円	介護納付金 733億円		

事項	R3算定 (確定係数)	R4算定 (確定係数)	差	伸び率
被保険者数（医療・後期）	276万人	267万4千人	▲8万6千人	▲3.1%
給付費総額	7,872億円	7,865億円	▲7億円	▲0.1%
1人当たり給付費	285,250円	294,173円	8,923円	3.1%
納付金総額 ※	4,176億円	4,346億円	170億円	4.1%
1人当たり納付金額 ※	179,710円	189,368円	9,658円	5.4%

※医療・後期・介護ごとに算出し、合算した金額

1人当たり保険料の算定結果（激変緩和後）

◆ 令和4年度確定係数に基づく保険料算定額と令和3年度確定係数に基づく保険料算定額の比較

令和4年度確定係数に基づく保険料算定額	令和3年度確定係数に基づく保険料算定額	伸び率
167,042円	157,351円	6.2%

※法定外繰入による軽減を行っていないと仮定した保険料額であり、実際の保険料額とは異なる。

標準保険料率の算定方法

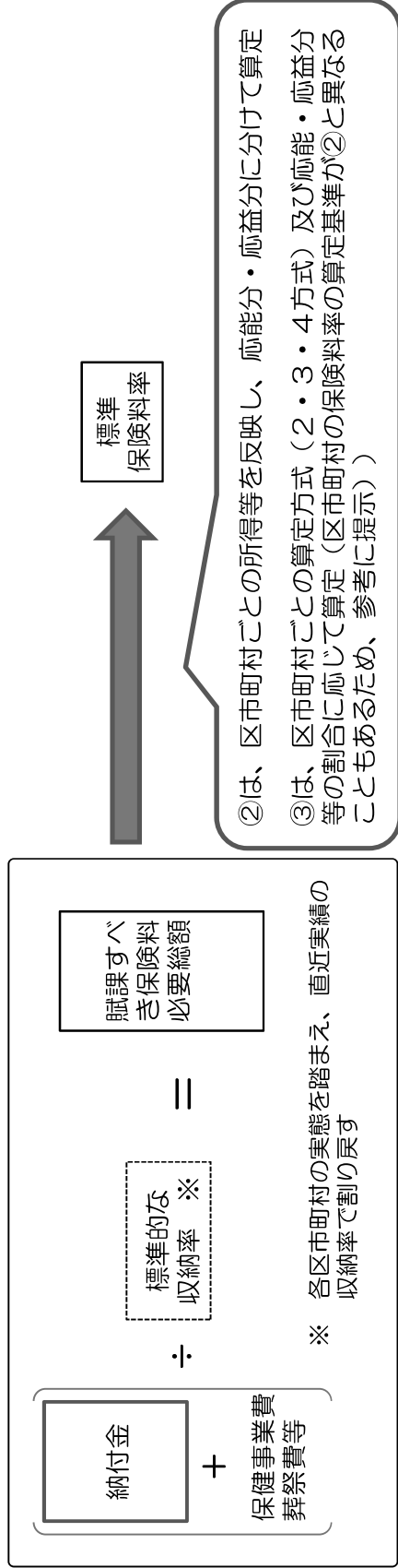
○ 標準保険料率の2つの役割

- (1) 各区市町村のあるべき保険料率(標準的な住民負担)の見える化(いわゆる「モノサシ」としての機能)
- (2) 各区市町村が具体的に目指すべき、直接参考にできる値

○ 都道府県は、各区市町村に対し、以下の3つの標準保険料率を示す。

①	都道府県標準保険料率	全国統一の算定基準による当該都道府県の保険料率の標準的な水準を表す
②	区市町村標準保険料率	都道府県内統一の算定基準による区市町村ごとの保険料率の標準的な水準を表す ⇒ 都においては2方式(所得割及び均等割)
③	区市町村ごとの算定基準に基づく標準的な保険料率	各区市町村の算定基準に基づく保険料率(3方式(所得割・均等割・平等割)等)

■ ②区市町村標準保険料率及び③区市町村ごとの算定基準に基づく標準的な保険料率の算定方法



2 令和2年度東京都国民健康 保険事業会計決算について

令和2年度東京都国民健康保険事業会計決算の概要

1 目的

区市町村が負担する保険給付に要する費用等に充てるため、区市町村に対して国民健康保険保険給付費等交付金の交付等を行う。

2 決算額

歳入	1,105,193,949千円
歳出	1,060,970,398千円
差引歳計剰余金	44,223,551千円

(単位:千円)

事項	歳入		歳出	
	事項	歳入額	事項	歳出額
分担金及負担金		429,265,968	管理費	133,955
国庫支出金		320,202,059	保険給付費等交付金	807,818,093
療養給付費等交付金		0	後期高齢者支援金	169,399,765
前期高齢者交付金		244,604,969	前期高齢者納付金	304,536
共同事業交付金		1,567,607	介護納付金	67,953,754
繰入金		80,865,007	共同事業拠出金	1,629,669
その他		28,688,339	その他	13,730,626
合計		1,105,193,949	合計	1,060,970,398

3 事業概要

■ 主な歳入事業

- (1) 分担金及負担金(国民健康保険事業費納付金) 429,265,968千円
都が医療給付費等の見込みを立てた上で、公費等の拠出で賄われる部分を
除いた額を国民健康保険事業費納付金の額として、区市町村ごとに決定
(区市町村ごとの年齢調整後の医療費水準、所得水準を反映)

- (2) 国庫支出金 320,202,059千円
国から療養給付費等負担金等を収入

■ 主な歳出事業

- (1) 保険給付費等交付金 807,818,093千円
区市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する療養の給付等
に要する費用その他の国民健康保険事業に要する経費を支出

3 未就学児に係る国民健康保険料等の均等割額の減額措置について

未就学児に係る国民健康保険料等の均等割額の減額措置

1. 現状及び見直しの趣旨

- 国民健康保険制度の保険料は、応益（均等割・平等割）と応能（所得割・資産割）に応じて設定されている。その上で、低所得世帯に対しては、応益保険料の軽減措置（7・5・2割軽減）が講じられている。
- 子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、国・地方の取組として、公営国保において未就学児の均等割保険料を軽減する。

（参考）平成27年国保法改正 参・厚労委附帯決議

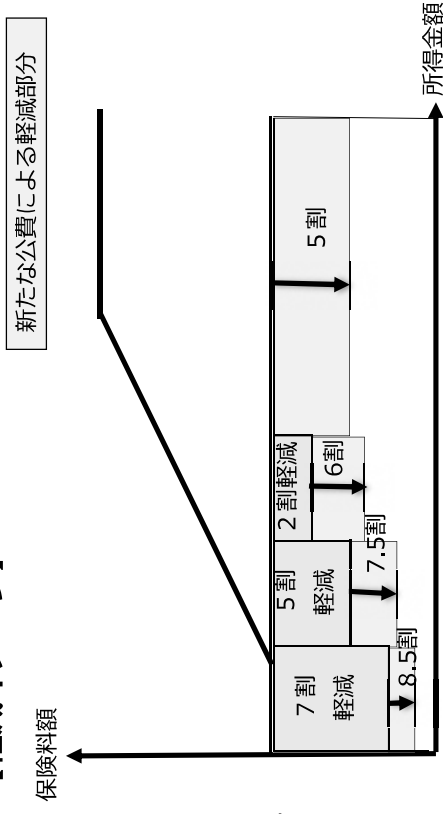
「子どもに係る均等割保険料の軽減措置について、地方創生の観点や地方からの提案も踏まえ、現行制度の趣旨や国保財政に与える影響等を考慮しなから、引き続き議論する」

2. 軽減措置スキーム

- 対象は、全世帯の未就学児とする。
※ 対象者数：約6万9千人（令和2年度末現在 速報値）
- 当該未就学児に係る均等割保険料について、その5割を公費により軽減する。
※ 例えば、7割軽減対象の未就学児の場合、残りの3割の半分を減額することから8.5割軽減となる。
- 都予算額：約2億8千万円（令和4年度）
- 国・地方の負担割合：国1/2、都道府県1/4、市町村1/4
- 施行時期：令和4年4月

※ 厚生労働省説明資料を一部改変

【軽減イメージ】



令和4年度確定係数に基づく納付金額

別紙 1

(単位:円)

	医療分		後期支援金分		介護納付金分	合計
	一般被保険者分	退職被保険者分※	一般被保険者分	退職被保険者分※	一般・退職被保険者分※	
1 千代田区	1,428,529,697	0	392,025,378	0	199,122,141	2,019,677,216
2 中央区	3,455,467,539	133,294	1,014,131,469	41,952	537,479,385	5,007,253,639
3 港区	6,321,196,692	0	1,888,070,224	0	957,119,677	9,166,386,593
4 新宿区	9,345,069,231	505,112	2,786,656,222	0	1,210,579,673	13,342,810,238
5 文京区	4,573,273,598	198,338	1,398,439,943	396,675	640,406,715	6,612,715,269
6 台東区	5,357,206,420	0	1,556,042,984	0	780,820,882	7,694,070,286
7 墨田区	5,872,084,656	836,610	1,697,085,685	0	786,887,863	8,356,894,814
8 江東区	10,677,941,737	0	2,989,959,947	0	1,325,828,738	14,993,730,422
9 品川区	8,710,866,472	0	2,481,438,494	0	1,150,540,273	12,342,845,239
10 目黒区	6,935,876,455	57,688	2,090,357,904	0	1,024,995,288	10,051,287,335
11 大田区	15,279,322,092	0	4,276,966,217	0	1,956,665,634	21,512,953,943
12 世田谷区	21,321,178,321	565,155	6,613,435,520	0	3,190,322,313	31,125,501,309
13 渋谷区	6,691,923,258	0	1,930,874,591	0	1,000,959,134	9,623,756,983
14 中野区	7,995,602,094	0	2,452,531,390	0	1,144,659,907	11,592,793,391
15 杉並区	13,011,940,175	810,520	4,013,616,269	360,231	1,883,145,723	18,909,872,918
16 豊島区	6,812,826,200	0	2,143,331,206	0	953,083,701	9,909,241,107
17 北区	7,711,391,522	1,659,685	2,204,172,883	0	953,055,051	10,870,279,141
18 荒川区	5,012,883,890	0	1,432,799,886	0	637,489,690	7,083,173,466
19 板橋区	12,247,485,196	0	3,543,338,302	0	1,558,820,881	17,349,644,379
20 練馬区	14,910,078,447	1,005,253	4,548,071,748	294,314	2,131,537,992	21,590,987,754
21 足立区	15,021,940,324	0	4,384,694,366	0	2,073,738,260	21,480,372,950
22 葛飾区	9,825,482,367	537,349	2,897,012,429	0	1,329,701,005	14,052,733,150
23 江戸川区	13,511,721,959	116,443	3,921,569,004	36,869	1,841,887,686	19,275,331,961
24 八王子市	12,212,316,867	0	3,747,465,871	0	1,493,210,190	17,452,992,928
25 立川市	3,697,647,577	179,542	1,158,865,864	32,998	498,923,340	5,355,649,321
26 武蔵野市	3,352,165,249	274,485	1,065,347,488	82,346	486,394,504	4,904,264,072
27 三鷹市	4,326,149,993	0	1,285,785,757	0	595,389,438	6,207,325,188
28 青梅市	2,871,354,282	533,789	922,885,874	0	368,823,979	4,163,597,924
29 府中市	5,487,721,415	2,966,446	1,656,847,408	0	727,452,530	7,874,987,799
30 昭島市	2,389,871,850	0	728,369,470	0	293,062,953	3,411,304,273
31 調布市	4,977,413,702	995,616	1,530,571,375	0	701,343,119	7,210,323,812
32 町田市	8,954,588,815	1,287,920	2,714,364,211	1,287,920	1,129,447,329	12,800,976,195
33 小金井市	2,486,578,497	0	780,902,193	0	331,520,802	3,599,001,492
34 小平市	3,967,622,160	0	1,228,923,767	0	543,927,695	5,740,473,622
35 日野市	3,493,073,972	263,672	1,105,418,691	0	439,034,892	5,037,791,227
36 東村山市	3,357,041,686	0	978,823,257	0	428,396,561	4,764,261,504
37 国分寺市	2,544,895,999	0	806,761,170	0	351,805,182	3,703,462,351
38 国立市	1,636,082,462	0	514,348,312	0	229,066,838	2,379,497,612
39 福生市	1,334,991,530	278,280	429,312,832	113,198	178,366,543	1,943,062,383
40 狛江市	1,823,410,962	0	564,125,210	0	263,582,190	2,651,118,362
41 東大和市	1,818,506,008	0	543,968,149	0	227,366,483	2,589,840,640
42 清瀬市	1,716,980,082	43,458	475,687,628	8,692	220,203,073	2,412,922,933
43 東久留米市	2,513,752,703	66,249	780,025,525	26,506	346,706,627	3,640,577,610
44 武蔵村山市	1,597,664,315	0	477,341,586	0	196,281,400	2,271,287,301
45 多摩市	3,108,604,442	0	993,045,812	0	394,553,369	4,496,203,623
46 稲城市	1,761,326,335	0	558,453,967	0	240,945,522	2,560,725,824
47 羽村市	1,199,743,404	0	358,667,279	0	143,870,711	1,702,281,394
48 あきる野市	1,804,638,825	0	577,639,848	0	233,245,306	2,615,523,979
49 西東京市	4,264,487,460	0	1,310,151,390	0	598,353,347	6,172,992,197
50 瑞穂町	757,533,679	31,767	260,550,153	14,869	104,189,662	1,122,320,130
51 日の出町	353,336,697	0	115,057,925	0	37,925,129	506,319,751
52 檜原村	50,265,550	0	17,935,176	0	7,137,325	75,338,051
53 奥多摩町	129,276,464	0	36,706,614	0	12,473,160	178,456,238
54 大島町	209,320,761	0	68,446,661	0	28,439,341	306,206,763
55 利島村	8,157,379	0	3,359,495	0	1,673,790	13,190,664
56 新島村	72,927,145	0	22,710,200	0	8,414,113	104,051,458
57 神津島村	75,231,538	0	27,233,644	0	11,634,876	114,100,058
58 三宅村	56,875,741	0	16,524,613	0	6,147,895	79,548,249
59 御蔵島村	10,357,733	0	2,246,282	0	1,053,863	13,657,878
60 八丈町	208,162,988	0	71,541,601	0	30,439,671	310,144,260
61 青ヶ島村	5,706,287	0	1,460,751	0	635,505	7,802,543
62 小笠原村	74,822,906	0	31,473,394	0	17,113,120	123,409,420
都計	302,741,893,802	13,346,671	90,625,968,504	2,696,570	41,197,398,985	434,581,304,532

※退職被保険者分の納付金額は、療養給付費等交付金として賄われる保険基盤安定繰入金(軽減分)の退職被保険者相当額(医療分・後期分・介護分)を控除した額。

令和4年度確定係数に基づく1人当たり保険料額

別紙 2

(単位:円)

No.	区市町村名	令和4年度算定結果 法定外繰入前 (A)	令和3年度算定結果 法定外繰入前 (B)	伸び率
1	千代田区	202,022	197,979	2.04%
2	中央区	190,730	179,331	6.36%
3	港区	186,494	175,378	6.34%
4	新宿区	167,227	156,340	6.96%
5	文京区	186,114	178,131	4.48%
6	台東区	175,305	162,201	8.08%
7	墨田区	163,543	152,153	7.49%
8	江東区	174,889	163,139	7.20%
9	品川区	188,514	176,733	6.67%
10	目黒区	187,897	178,825	5.07%
11	大田区	178,087	168,124	5.93%
12	世田谷区	185,034	174,610	5.97%
13	渋谷区	191,063	178,761	6.88%
14	中野区	168,267	156,228	7.71%
15	杉並区	169,135	159,799	5.84%
16	豊島区	153,781	148,139	3.81%
17	北区	157,208	148,994	5.51%
18	荒川区	161,350	153,458	5.14%
19	板橋区	161,611	152,366	6.07%
20	練馬区	163,060	154,800	5.34%
21	足立区	158,044	148,306	6.57%
22	葛飾区	152,344	143,369	6.26%
23	江戸川区	162,052	154,165	5.12%
24	八王子市	149,952	142,402	5.30%
25	立川市	156,842	147,141	6.59%
26	武蔵野市	183,647	171,866	6.85%
27	三鷹市	178,885	166,210	7.63%
28	青梅市	147,487	140,278	5.14%
29	府中市	172,911	161,923	6.79%
30	昭島市	151,520	141,224	7.29%
31	調布市	171,883	160,738	6.93%
32	町田市	159,599	147,016	8.56%
33	小金井市	169,005	155,610	8.61%
34	小平市	159,465	148,257	7.56%
35	日野市	157,197	147,364	6.67%
36	東村山市	157,022	144,832	8.42%
37	国分寺市	168,316	161,576	4.17%
38	国立市	157,641	151,754	3.88%
39	福生市	142,752	134,936	5.79%
40	狛江市	166,681	158,064	5.45%
41	東大和市	149,678	139,882	7.00%
42	清瀬市	157,416	153,077	2.83%
43	東久留米市	159,703	149,335	6.94%
44	武蔵村山市	146,550	138,269	5.99%
45	多摩市	160,251	151,656	5.67%
46	稲城市	167,733	157,383	6.58%
47	羽村市	149,576	141,576	5.65%
48	あきる野市	146,346	137,045	6.79%
49	西東京市	163,961	153,864	6.56%
50	瑞穂町	147,456	140,654	4.84%
51	日の出町	142,612	136,042	4.83%
52	檜原村	109,708	113,857	▲ 3.64%
53	奥多摩町	135,822	135,223	0.44%
54	大島町	152,230	147,225	3.40%
55	利島村	53,016	63,901	▲ 17.03%
56	新島村	152,143	148,855	2.21%
57	神津島村	159,335	151,332	5.29%
58	三宅村	111,150	95,743	16.09%
59	御蔵島村	64,030	63,871	0.25%
60	八丈町	134,117	128,700	4.21%
61	青ヶ島村	76,079	▲ 179,702	-
62	小笠原村	142,971	128,587	11.19%
区市町村計		167,042	157,351	6.16%

※1人当たり保険料額は、医療分・後期分の一般被保険者分に係る保険料総額を一般被保険者数で除した額と、介護納付金分の保険料総額(退職被保険者等分を含む)を介護2号被保険者数で除した額を合計して算出

※令和4年度算定結果(A)は、医療分、後期分、介護分ごとに自然増(都平均の1人当たり納付金伸び率)に5%を加えた割合を基準とした激変緩和措置後の額

令和4年度確定係数に基づく標準保険料率

○医療分、後期高齢者支援金、介護納付金ごとに自然増(都平均の1人当たり)納付金伸び率)プラス5%を超える部分を調整額

医療分	① 都道府県標準保険料率		② 区市町村標準保険料率(2方式)		③ 区市町村ごとの算定基準に基づく標準的な保険料率		後期支援金		介護納付金	
	所得割(%)	均等割(円)	所得割(%)	均等割(円)	所得割(%)	均等割(円)	所得割(%)	均等割(円)	所得割(%)	均等割(円)
	均等割(円)	均等割(円)	均等割(円)	均等割(円)	均等割(円)	均等割(円)	均等割(円)	均等割(円)	均等割(円)	均等割(円)
1 千代田区	6.97	41,051	2.00	11,442	15,060	38,911	1.86	11,028	1.51	15,312
2 中央区	7.96	46,940	2.43	17,969	8,071	46,429	2.47	13,673	2.30	20,990
3 港区	7.60	44,798	2.37	13,559	16,972	7,811	2.41	43,939	2.33	18,504
4 新宿区	8.91	52,510	2.75	15,725	19,142	8,841	2.72	15,276	2.62	19,410
5 文京区	7.69	45,307	2.37	13,555	16,794	7,739	2.24	13,479	2.19	18,280
6 台東区	8.72	51,369	2.59	14,814	19,066	8,761	2.56	14,547	2.70	19,062
7 墨田区	8.46	49,663	2.50	14,290	18,324	8,301	2.44	14,258	2.63	18,022
8 江東区	8.96	52,781	2.55	14,541	18,714	9,301	2.50	14,361	2.71	18,346
9 品川区	8.28	48,808	2.44	13,910	17,813	8,114	2.35	14,085	2.62	17,692
10 目黒区	7.52	44,298	2.37	13,551	17,341	7,491	2.36	14,640	2.28	18,789
11 大田区	8.72	51,378	2.49	14,225	18,331	8,339	2.39	14,268	2.62	18,099
12 世田谷区	7.89	46,486	2.54	14,504	18,519	7,831	2.52	14,025	2.68	18,411
13 渋谷区	8.26	48,675	2.44	13,919	18,251	8,261	2.40	14,013	2.60	19,190
14 中野区	8.45	49,814	2.65	15,129	19,145	8,351	2.60	14,231	2.58	20,935
15 杉並区	7.54	44,460	2.54	14,519	18,680	7,114	2.40	14,751	2.58	19,226
16 豊島区	7.52	44,320	2.47	14,109	17,770	7,331	2.40	13,694	2.60	17,492
17 北区	8.61	50,770	2.58	14,745	18,627	8,591	2.51	14,257	2.65	18,382
18 荒川区	8.53	50,244	2.53	14,456	17,983	8,831	2.56	13,658	2.54	17,412
19 板橋区	8.40	49,482	2.45	13,992	17,896	8,471	2.46	13,337	2.64	17,552
20 練馬区	7.81	44,858	2.44	13,952	17,722	7,501	2.35	14,032	2.58	17,686
21 足立区	8.43	49,653	2.55	14,581	18,746	8,571	2.53	14,359	2.61	19,132
22 葛飾区	8.42	49,606	2.53	14,467	18,767	8,541	2.50	14,503	2.64	18,908
23 江戸川区	8.29	48,955	2.51	14,388	18,441	8,291	2.47	14,188	2.67	18,637
24 江王子市	7.29	42,962	2.38	13,609	17,299	7,571	2.32	13,260	2.46	16,120
25 武蔵野市	7.77	45,822	2.43	13,898	17,983	8,411	2.52	14,040	2.38	18,932
26 立川市	7.21	42,520	2.47	14,118	18,088	6,981	2.33	13,271	2.25	18,607
27 三鷹市	7.77	45,769	2.45	13,985	17,925	7,461	2.31	13,590	2.13	18,846
28 府中市	7.09	41,809	2.50	14,285	18,520	7,201	2.42	14,113	2.60	17,812
29 青井市	7.98	47,042	2.53	14,447	18,201	8,001	2.47	13,020	2.54	16,636
30 昭島市	7.68	45,277	2.43	13,864	17,008	8,451	2.63	12,094	2.27	17,486
31 調布市	7.59	44,735	2.48	14,025	17,985	7,281	2.36	13,465	2.43	17,173
32 町田市	7.59	44,718	2.38	13,568	17,113	7,501	2.34	12,762	2.31	16,722
33 小金井市	6.91	40,708	2.40	13,695	17,436	7,791	2.40	12,620	2.40	15,731
34 小平市	7.37	43,431	2.42	13,831	17,808	7,621	2.28	13,818	2.08	20,351
35 日野市	7.35	43,306	2.51	14,349	18,016	7,771	2.38	13,758	2.44	17,176
36 東村山市	7.89	46,472	2.46	14,077	18,015	7,351	2.25	14,502	2.44	18,400
37 国分寺市	7.09	41,783	2.43	13,856	17,648	7,661	2.27	13,617	2.07	19,708
38 国立市	6.87	40,503	2.45	14,000	17,714	8,041	2.43	13,649	2.60	18,247
39 福生市	7.50	44,191	2.48	14,061	18,194	7,641	2.32	14,303	2.40	19,219
40 狹山市	6.95	40,958	2.45	14,008	17,823	7,471	2.49	12,475	2.52	18,864
41 東大和市	7.17	42,278	2.36	13,501	16,663	7,341	2.40	12,863	2.44	15,791
42 清瀬市	7.89	46,526	2.37	13,561	17,561	8,101	2.41	13,282	2.69	14,479
43 東久留米市	7.48	44,094	2.40	13,710	17,652	6,891	2.22	14,494	2.31	18,871
44 武蔵村山市	7.60	44,792	2.42	13,844	16,623	8,091	2.32	13,717	2.43	14,880
45 多摩市	7.53	44,395	2.45	13,996	17,867	7,961	2.32	13,468	2.62	15,489
46 稲城市	7.16	42,187	2.51	14,343	17,386	7,051	2.28	13,944	2.76	13,921
47 羽村市	7.24	42,671	2.39	13,625	17,407	7,301	2.48	12,428	2.48	16,039
48 あきる野市	6.64	39,121	2.46	14,026	17,712	6,951	2.46	13,134	2.41	17,082
49 西東京市	7.57	44,585	2.52	14,388	17,980	7,781	2.39	13,918	2.43	18,284
50 瑞穂町	6.85	40,369	2.51	14,322	17,878	7,711	2.62	12,974	2.22	19,575
51 日野市	6.79	40,020	2.45	13,968	17,697	6,711	2.36	13,958	2.24	17,952
52 檜原市	3.93	23,160	2.45	14,008	17,670	6,441	2.28	18,578	2.29	17,900
53 奥多摩市	6.54	38,520	2.41	13,781	17,179	6,561	2.28	13,525	2.07	15,990
54 大島町	7.21	42,469	2.43	13,882	17,784	7,181	2.37	10,52	2.27	11,554
55 利島村	▲1.44	▲8,478	2.27	12,989	15,856	▲1.48	▲8,036	12,662	2.29	15,082
56 新島村	6.86	40,455	2.44	13,934	17,595	7,141	2.20	13,589	1.83	19,687
57 神津島村	5.32	31,374	2.43	13,883	15,782	4,311	29.15	23,040	6.90	3,417
58 三宅村	4.67	27,551	2.17	12,371	15,088	4,381	1.97	12,385	1.51	6.82
59 御蔵島村	1.68	9,886	1.33	7,624	10,414	1,501	21.23	4,678	1.00	15.78
60 八丈町	6.53	38,469	2.30	13,132	16,069	7,221	2.67	16,788	2.32	10,112
61 青ヶ島村	▲0.25	▲1,462	2.34	13,347	17,828	▲0.24	▲2.58	▲999	0.99	13,411
62 小笠原村	4.69	27,622	2.45	14,019	18,103	4,521	1.77	21,095	1.71	14,519

①は全国統一の基準(2方式)により算定。応能・応益割合は、都の所得水準に応じた割合(57:43)で算定。

②は都一律の基準(2方式)により算定。応能・応益割合は、各区市町村の所得水準に応じた割合で算定。所得割合は各区市町村の総所得金額(R1~R3年度の平均所得)を使用し、均等割合は各区市町村の令和4年度被保険者数推計値により算定。

③は区市町村ごとの基準(2・3・4方式)により算定。応能・応益割合は、各区市町村の令和3年度実績に応じた割合で算定。料率各名は区市町村の令和3年度の総所得金額及び固定資産税額、並びに、令和4年度の被保険者数及び世帯数の推計値により算定。

令和3年度第2回東京都国民健康保険運営協議会 参考資料

令和4年度納付金算定に反映した各区市町村の所得水準及び医療費水準の状況

No.	区市町村名	所得金額(医療分)		医療費指数 ※都平均を1とした場合
		1人当たり額	指数 ※都平均を1とした場合	
1	千代田区	1,336,971	1.698	1.060
2	中央区	1,029,907	1.308	0.954
3	港区	1,110,796	1.411	0.944
4	新宿区	768,924	0.976	0.995
5	文京区	961,603	1.221	0.984
6	台東区	819,593	1.041	1.021
7	墨田区	739,313	0.939	1.039
8	江東区	757,275	0.962	1.084
9	品川区	900,383	1.143	1.045
10	目黒区	1,031,498	1.310	0.964
11	大田区	812,673	1.032	1.077
12	世田谷区	954,316	1.212	0.944
13	渋谷区	1,070,407	1.359	0.942
14	中野区	791,162	1.005	0.971
15	杉並区	868,893	1.103	0.962
16	豊島区	768,020	0.975	0.945
17	北区	697,796	0.886	1.057
18	荒川区	697,478	0.886	1.058
19	板橋区	709,337	0.901	1.044
20	練馬区	784,534	0.996	0.980
21	足立区	665,163	0.845	1.043
22	葛飾区	659,557	0.838	1.023
23	江戸川区	697,350	0.886	1.038

※ 所得金額(医療分)は、令和元年度～令和3年度の平均所得(8月末時点における4月1日現在の賦課限度額控除後基準総所得金額)

※ 医療費指数は、全国を1とした場合の平成30年度～令和2年度までの3年平均を、都を1として算出

No.	区市町村名	所得金額(医療分)		医療費指数 ※都平均を1とした場合
		1人当たり額	指数 ※都平均を1とした場合	
24	八王子市	680,262	0.864	0.984
25	立川市	704,495	0.895	0.961
26	武蔵野市	961,835	1.221	0.920
27	三鷹市	857,715	1.089	1.000
28	青梅市	651,579	0.827	0.947
29	府中市	777,885	0.988	0.992
30	昭島市	666,694	0.847	1.022
31	調布市	820,443	1.042	0.978
32	町田市	715,282	0.908	0.992
33	小金井市	851,276	1.081	0.944
34	小平市	742,015	0.942	0.966
35	日野市	724,546	0.920	0.952
36	東村山市	679,587	0.863	1.042
37	国分寺市	823,930	1.046	0.930
38	国立市	748,427	0.950	0.947
39	福生市	635,466	0.807	0.951
40	狛江市	808,851	1.027	0.964
41	東大和市	681,250	0.865	0.995
42	清瀬市	675,176	0.857	1.065
43	東久留米市	721,142	0.916	0.983
44	武蔵村山市	621,899	0.790	1.042
45	多摩市	721,655	0.916	0.969
46	稲城市	788,996	1.002	0.942
47	羽村市	677,431	0.860	1.031
48	あきる野市	673,270	0.855	0.966
49	西東京市	750,088	0.953	0.975
50	瑞穂町	696,309	0.884	0.900
51	日の出町	636,810	0.809	0.955
52	檜原村	625,062	0.794	1.001
53	奥多摩町	573,348	0.728	1.108
54	大島町	669,641	0.850	0.987
55	利島村	878,435	1.116	0.654
56	新島村	686,971	0.872	1.031
57	神津島村	903,064	1.147	0.844
58	三宅村	626,314	0.795	1.100
59	御蔵島村	812,708	1.032	0.863
60	八丈町	622,698	0.791	0.936
61	青ヶ島村	960,382	1.220	1.077
62	小笠原村	847,161	1.076	0.772
	東京都	787,463	1.000	1.000
	特別区	811,955	1.031	1.011
	市町村	735,144	0.934	0.979

令和3年度第1回東京都国民健康保険運営協議会 議事概要

1 日 時 令和3年11月29日（月曜日）午後3時00分～4時10分

2 場 所 東京都庁第一本庁舎42階特別会議室C

3 出席者（五十音順）

和泉なおみ委員、井上恵司委員、うすい浩一委員、加島保路委員、金田博委員、川村俊雄委員、喜多直子委員、桐山ひとみ委員、黒瀬巖委員、嶋田文子委員、土田武史会長、永田泰造委員、橋本直紀委員、林あきひろ委員、深沢庄二郎委員、蒔田信之委員、元田勝人委員

4 主な発言内容

（1）東京都国民健康保険運営方針に基づく令和3年度の取組について

（委員）保険者努力支援制度について、コロナの状況で令和4年度からマイナス評価を導入するという点について都としてどのように国に言っていくのか。

（事務局）都としても、保険者努力支援制度の評価指標変更は、早期に自治体に示すとともに地方とも十分協議をすること、新型コロナウイルス感染症により影響が生じる評価指標は、配慮することを国提案しているところ。

（委員）滞納者へのきめ細かい対応を行った上で、法令に基づく滞納処分等を実施するとあるが、区市町村の各種研修において、法令に基づく滞納処分というのはどのような内容か。

（事務局）滞納整理は差押えだけでなく、納付相談や納付できない場合の執行停止がある。法令上の基礎的知識や正しい理解を求めるということで、基礎編、滞納処分について、地方税法等の具体的内容について区市町村に研修している。

（委員）執行停止等に係る実施支援というのは、具体的にはどのようなことを行うのか。

（事務局）滞納のまま経過をしないよう、きちんと財産調査を行うことや財産を確認した後に徴収ができない場合、適切な手続きにより停止等を行うよう指導を個別に行っている。

（委員）糖尿病並びに透析の費用が非常にかさむという話を聞く。生活習慣にまつわる病気は、成人への教育は難しいので、小中学生、お子さんに対する教育が非常に重要と思う。都の教職員に生活習慣に関する病気予防の教育をして、子どもたちの知識に加える取組をしてもらいたいと思うがどうか。

（事務局）子供への教育は非常に重要と思っている。糖尿病性腎症重症化予防のプログラムに基づく取組は、国保と高齢者医療の方を対象にしたプログラムであるが、都では生活習慣病に関する全体的な健康づくりの会議等は国保以外にもあり、そうした会議で教育関係者等との連携について議論していると認識しており、今後取組を進めていきたい。

（委員）ジェネリック医薬品は徐々に使用率も上がってきたと思っていたところ、製造メーカーの不祥事等があり、一部薬品が非常に手薄になったり、使用が難しいものが出ている。今後ジェネリックカルテの作成について、例えば使用頻度の分析をするときに、安定供給ができていないということも含めて分析を行い、分析結果発表時は、供給に影響がどれだけ含まれているかということも考慮して公表いただきたい。

- (2) 令和4年度国保事業費納付金等の算定について～仮係数に基づく納付金等の算定結果について
- (委員) 仮係数に基づく1人当たり保険料額が大幅に引き上がる。法定外繰入を減らさない
と保険者努力支援制度においてマイナス評価となり、自治体はマイナス評価と保険料抑制、
被保険者の保険料負担を重くしないよう板挟みの状態。国に対して保険料引下げのため都
はどう責任を果たすつもりか。
- (事務局) 都はこれまでも国に対し、医療保険制度の安定的かつ持続可能なものになるよう、
きちんと道筋を示すことや、国保制度について医療費の増すうに耐え得るよう財政基盤強
化を図り、必要な財源を確保するとともに、地域の特性にも十分配慮するよう提案要求し
ている。
- (委員) 全国知事会は、子供の均等割保険料軽減措置が対象を未就学児に限定され軽減額も
5割であることに対し、対象範囲や軽減割合の拡充を求めている。また、国の定率負担引
上げ、医療費助成を行った場合の減額措置廃止なども併せて求めている。国の負担が上が
らず、財政健全化が都道府県や区市町村だけに押し付けられている実態は理不尽であり、
都はどう認識しているか。国が軽減策の充実をするまでの間、都が独自で軽減措置を取る
よう都市長会からも要望があるが都はどう応えるのか。
- (事務局) 都は、子供の均等割保険料軽減について対象年齢拡大、必要費用の全額措置、必
要な財政措置を行うことを国に要望している。また、医療費助成に対する減額調整制度に
ついては、全て廃止するよう要望を続けており、今後も国に対し求めていく。保険料の伸
びについても国に対し要望を上げているところであり、必要な対応を行うよう求めていく。
- (委員) コロナ下で医療給付費が上がり保険料が上がるというこの特別の状況を配慮して、
国に対しては激変緩和の措置の金額を上げて欲しいということと、都としても激変緩和の
金額を引き上げ、区市町村の保険料引き上げを抑える努力が必要と思うがどうか。
- (事務局) 国の激変緩和を投入する目安の割合は、新制度開始後から年々1%ずつ上昇する
ことになっている。今年度は5%で、結果的に激変緩和については徐々に公費の額は減っ
ている。都繰入金も、昨年度、一昨年度は、都の激変緩和分はなかつたが、今年度は上
昇を抑えるために激変緩和の支援と都独自の支援も行っている。
- (委員) 激変緩和等を入れても9.4%の伸びなので抑えていくことが大事。保険料引上げ
につながり、区市町村が法定外繰入を多く入れる状況になるとマイナス評価が行われる。
収納率低下も懸念される実態になる。保険料に苦しむ都民が増えることになるので、都が
いかに負担を抑えるのかという判断、決断が求められている。市長会も要望していると
おり、子供の均等割保険料は未就学児が対象で軽減額も5割であり不十分との声があるので、
そこへの手当も含め都として役割を果たしていただきたい。
- (会長) 9.4%のアップということには驚いている。要因分析は丁寧に行うこと。コロナ
禍の影響はどのぐらいあったのか、あるいは被保険者の移動なりそういうことがどれほど
あったか等々、供給面と需要面と併せながら要因というものを考えていく必要がある。
構造的な問題が大きいと思うが、その場合、短期的な財政対策では不十分なので、長期的
対応策というものを、都だけではなく国全体で考えていく必要がある。他県の状況もまだ
よく分からないが、恐らく前年度下がった分だけ今年度はどの県も引き上げを余儀なくさ
れると思うが、それを踏まえ、国がどのような対応策を取るか注目していく必要がある。
いずれにしても、仮係数が出て、算定が出たという段階なので、これから国、都でいろ
いろと対応しながら、対処していただきたい。

(委員) 令和2年度の医療費の支出は、コロナの関係で大幅に減ったと聞く。恐らく令和3年度も同様に減っていると思われるのに、保険料だけが上がるのは、被保険者として納得しがたい。

(委員) 保険料が決まる根拠でこの係数というのは何を根拠にされているのか。

(事務局) 係数は、医療費や介護納付金を算定するために国から示されるもの。今年度の医療費推計は令和2年度よりも多くなっており、令和元年度と比較しても、医療費の総額と1人当たりの医療費は上昇傾向にある。基本的に保険料算定は、医療費の推計を前提として、それでは被保険者数など加味して納付金額を決定している。簡単に申しあげると、令和3年度は医療費が上昇傾向にあり、被保険者数が減っているため、1人が負担する医療費とそれに見合う保険料は上昇している。12月末には国から確定係数が出され、それに基づき再度計算を行うので、この9.4%の伸びは決定ではなく変動する可能性がある。

(委員) 都道府県全部で保険料が上がっているわけではないと思うが、保険料が低く改善されているようなところはあるのか。

(事務局) 国保の構造的な問題ということで、被保険者数が国民健康保険の場合は年々減っている。都の場合、毎年約10万人が減少している状況。人口構造の変化もある。このため、保険料を下げることは非常に難しい状況と考えている。ただ、上昇をできるだけ抑えたり、収納対策を通じてできるだけ制度の公平感を保つためにもきちんと運営していくことが必要と考える。

(会長) 多くの問題が集中しているのが国民健康保険ということになる。各都道府県によって問題や対応策が異なるが、多様な区市町村のある都では非常に難しい状況を迎えている。

(委員) 令和2年度の受診抑制について、通常医療をできなかった部分に関してかなり影響が出てきている。令和2年度は全国で6万人のがん診断が減っている。その影響が今後、令和3年、4年にかけて進行がんが増えてくる、あるいは、慢性的な病気を受診抑制したために悪化し、3年、4年の医療費を押し上げてくる。今後の給付に関してはますます厳しく見ておかないといけないと考える。

(事務局)

次回は来年1月から2月の間で開催を予定している。